

第15章 環境影響評価準備書についての長野県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第20条第1項の規定に基づき、令和4年3月29日に環境保全の見地からの長野県知事の意見が提出されました。準備書についての長野県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表15.1に示すとおりです。

表 15.1 (1) 準備書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般	1	<p>事業実施区域及びその周辺は、諏訪湖を中心とした雄大な自然に囲まれ、良好な景観や歴史文化を有し、古くから豊かな水資源により住民生活や地域産業が営まれてきた地域であることを踏まえ、事業の詳細設計及び事業の実施に当たっては、最新の技術及び知見を積極的に採り入れ、実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を実施するとともに、現況をできる限り悪化させないよう周辺環境への影響を回避又は最大限低減すること。</p> <p>また、その姿勢を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載すること。</p>	<p>事業の詳細設計及び事業の実施にあたっては、最新の技術及び知見を積極的に採り入れ、実行可能な範囲内でできる限り環境保全措置を実施するとともに、現況を大きく悪化させないよう周辺環境への影響をできる限り回避又は低減します。</p> <p>また、この内容については、評価書（P.12-1）に記載しました。</p>
	2	<p>(1) 詳細な設計、施工方法の立案のために事業実施段階で行う調査（以下「事業実施段階調査」という。）の対象とした環境項目、及び事業実施段階で行う環境保全措置により影響がほとんどないとした環境項目については、予測の不確実性にも十分留意しつつ、調査・予測・評価及び評価書への反映を検討すること。</p>	<p>事業実施段階調査については、事業実施段階において、具体的な項目、地点、期間、方法等を検討しますが、現段階で検討している調査については、評価書（P.3-29）に記載しました。</p> <p>影響がほとんどないとした環境項目については、事業実施段階において、必要に応じて専門家等の指導・助言を得ながら適切な措置を検討します。</p> <p>なお、本環境影響評価では、環境に及ぼす影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じることとしていますが、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>

表 15.1 (2) 準備書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般		(2) 事後調査及び事業実施段階調査の具体的な項目、地点、期間、方法等（以下「項目等」という。）をできる限り具体的に評価書に記載すること。	<p>環境影響評価法に基づく事後調査の実施時期及び実施方法等については、事業実施段階において、専門家等の意見を踏まえて検討します。</p> <p>長野県環境影響評価条例に基づく事後調査の項目及び手法については、事業実施段階において、関係機関と連携しながら検討します。</p> <p>また、事業実施段階調査については、事業実施段階において、項目等を検討しますが、現段階で検討している調査については、評価書（P. 3-29）に記載しました。</p>
	2	(3) (2)の記載ができない場合は、その理由を評価書に記載するとともに、項目等が明らかになった時点で速やかに県に報告すること。	<p>事後調査については、事業実施段階において、詳細な設計、施工方法等が明らかになった時点で項目等を検討することから、現段階で評価書に項目等を記載することはできません。</p> <p>事業実施段階調査については、事業実施段階において、項目等を検討しますが、現段階で検討している調査については、評価書（P. 3-29）に記載しました。</p> <p>また、事業実施段階調査については、調査計画策定後に項目等を長野県に報告します。事後調査については、詳細計画確定後に作成する条例に基づく事後調査計画書において項目等を記載し、長野県に報告します。</p>
	3	評価書以降の図書の作成に当たっては、最新の知見に基づき、より精度の高いものになるよう努めるとともに、地域住民の理解につながるよう、丁寧な記載を行うこと。また、詳細設計や環境保全措置等の具体的な内容について、積極的な情報提供を行い、事業による環境影響に対する地域住民の不安の解消に努めること。	<p>評価書の作成にあたっては、地域住民の理解につながるよう、丁寧な記載に努めました。</p> <p>今後の事後調査計画書等の作成にあたっては、最新の知見に基づき、より精度の高いものになるよう努めるとともに、地域住民の理解につながるよう、丁寧な記載に努めます。</p> <p>また、詳細設計や環境保全措置等の具体的な内容について、積極的な情報提供を行い、事業による環境影響に対する地域住民の不安の解消に努めます。</p>

表 15.1 (3) 準備書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
事業計画	4	<p>計画道路と周辺の活断層との位置関係を踏まえて、活断層についての事業実施段階調査及び最新の文献等により、工事着手前に十分な科学的データを集め、設計・施工方法に適切に反映すること。</p> <p>また、断層活動による変位等への対策及び配慮の方針を評価書に記載するとともに、地域住民の安全・安心につながるよう丁寧な記載を行うこと。</p>	<p>詳細な道路設計、施工方法等の検討にあたっては、事業実施段階において、断層帯に係る事業実施段階調査及び最新の文献等により、工事着手前に十分な科学的データを集め、適切に反映します。</p> <p>トンネル構築における断層変位に関する対策及び配慮の方針については、過去に地震で被災したトンネル事例等の最新の知見も踏まえ、専門家等の意見及び指導を得ながら、適切にトンネル設計及び施工計画に反映していきます。</p> <p>また、これらの内容について、評価書(P.3-29、31)に記載しました。</p>
大気質、騒音、振動	5	<p>事業の実施にあたっては、環境保全措置を確実に実施することで、基準値や規制値を下回ることはもとより、環境への影響をより一層低減し、現況をできる限り悪化させないよう努めること。特に家屋の密集している箇所や保育園等の公共施設周辺においては、事業による環境への影響を回避又は最大限低減すること。</p>	<p>事業の実施にあたっては、実行可能な範囲内でできる限り環境保全措置を実施することで、現況をできる限り悪化させないように努めます。特に家屋の密集している箇所や保育園等の公共施設周辺においては、事業による環境への影響をできる限り回避又は低減します。</p>
水質、水象	6	<p>温泉や酒蔵等における水利用に留意し、トンネルからの湧水をはじめ、事業が地下水及び河川水に与える影響について評価書に記載すること。評価書に記載できない場合においては、事業実施段階調査を確実に実施した上で、地下水等への影響を回避することを基本とし、その影響が回避できないときも影響を最大限低減できるよう、設計・施工方法を検討すること。また、予測と異なる影響が生じた場合の対応を予め検討すること。</p>	<p>事業実施段階においては、事業実施段階調査を実施し、地下水等への影響をできる限り回避又は低減する設計・施工方法を検討します。</p> <p>また、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合、もしくは予見された場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
	7	<p>河川の水質や流量の変化による漁業等への影響が生じないように、環境保全措置を確実に実施することで環境への影響を回避又は最大限低減するとともに、工事及び環境保全措置の実施にあたっては、河川管理者や漁業権の管理者等と十分に協議を行うこと。</p>	<p>河川の水質や流量の変化による漁業等への影響が生じないように、環境保全措置を実施することで環境への影響をできる限り回避又は低減するとともに、工事及び環境保全措置の実施にあたっては、河川管理者や漁業権の管理者等と協議を行います。</p>

表 15.1 (4) 準備書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
水質、水象	8	事業実施区域及びその周辺は大規模な断層帯に近接しており、地質構造に起因する局所的な地下水の通り道が存在する可能性がある一方、関連する知見が限定的であることから、事業実施段階において必要な調査を実施し、その結果を踏まえて、予測評価及び環境保全措置の再検討を行うこと。	地下水の状況については、事業実施段階において、専門家等の意見及び指導を得ながら、事業実施段階調査を行います。それらの結果を踏まえて、3次元による浸透流解析等の数値解析を実施し、事業による影響をできる限り事前に把握し、詳細な道路設計、施工方法等に反映します。
	9	事業実施区域及びその周辺の地下水流動系について、実証データを踏まえ分かりやすく評価書に記載すること。	事業実施区域及びその周辺の地下水流動系については、分かりやすさの観点から、断面図等を用いるとともに、調査結果等の実証データを踏まえた補足説明を評価書(P.11-6-52~53)に追記しました。
	10	事業実施区域及びその周辺では地下水が重要な水資源として利用されていることから、事業による地下水等への影響をより定量的に把握するため、河川や地下水位、流量及び湧水量について、自記水位計等により連続観測を行うこと。	地下水の水位、湧水の湧水量、トンネル内の湧水量及び河川等の流量については、事業実施段階調査において、必要な箇所で自記水位計等により連続観測を行います。
	11	個人井戸は地下水の数少ない露頭であるため、その分布及び諸元について調査を行い、その結果を地下水の予測及び評価の結果並びに事後調査計画に反映すること。	個人井戸については、事業実施段階調査において、分布及び諸元について調査を行います。また、その結果を事後調査計画書等に反映することを検討します。
地形・地質	12	評価書の作成に当たっては、日本有数の断層地帯という地域の地形・地質的な特徴を十分に踏まえた上で、地形・地質について現時点で得られる最新の情報を反映させること。	諏訪湖については、日本有数の断層地帯という地域の地形・地質的な特徴を踏まえ、断層湖であることを評価書(P.11-7-9)に追記しました。 また、現時点で得られる断層帯の最新の情報については、評価書資料編(P.1.1-16~17)に記載しました。
動物、植物	13	アカハライモリは濁水と水温変化に敏感なため、生息環境の質的变化が生じないように、確実に環境保全措置を実施し、生息環境の保全に努めること。	アカハライモリについては、事業実施段階において、採用した環境保全措置等を実施し、生息環境の保全に努めます。

表 15.1 (5) 準備書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
動物、植物	14	<p>オオムラサキについては、食草の伐採に当たり事前に幼虫を回収するなどの配慮を行うこと。</p>	<p>オオムラサキについては、事業実施段階において、食草の伐採にあたり事前に幼虫を回収するなどの生息環境の保全に係る配慮について、専門家等に意見を伺いながら検討します。</p>
	15	<p>メガネサナエは、県内では諏訪湖周辺にしか生息が確認されていない希少な種であるため、事業が繁殖行動に及ぼす影響について専門家に確認し、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。</p> <p>また、メガネサナエを事後調査の対象に含めるよう検討すること。</p>	<p>メガネサナエについては、事業実施段階において、事業が繁殖行動に及ぼす影響について専門家等に意見を伺いながら、モニタリング調査の実施を検討します。</p>
	16	<p>生息環境は保全されない可能性があるとして予測された植物種について、各種に適した水温、水質、流速、底質といった水環境や、草原等の明るい光環境等の条件を踏まえ、同様の条件の場所に移植又は播種等を行うとともに、それらの条件が維持されるよう、水管理や周辺の競合種の刈り取り等を行うこと。</p> <p>このうち、沈水性の水生植物であるホソバミズヒキモ、ヤナギモ、サガミトリゲモ及びイトトリゲモについては、移植や播種が困難であることから、適切な時期に殖芽による繁殖を行うこと。</p>	<p>生育環境は保全されない可能性があるとして予測された植物種の移植又は播種については、事業実施段階において、既存の知見及び事例、専門家等の意見を参考に、各種に適した環境条件を踏まえ、同様の条件の場所への移植又は播種の適切な実施に努めます。</p> <p>また、移植又は播種先の環境条件が維持されるよう関係機関と協議してまいります。</p> <p>沈水性の水生植物であるホソバミズヒキモ、ヤナギモ、サガミトリゲモ及びイトトリゲモの環境保全措置については、既存の知見及び事例、専門家等の意見を参考に、殖芽による繁殖も含め、具体的な実施内容を検討し、実施します。</p>
	17	<p>Braun-Blanquet の植物社会学的な手法による測定方法について、個体数を含めた被度の基準に修正すること。</p>	<p>被度の用語の説明については、個体数を含めた基準を評価書 (P.11-10-2) に追記しました。</p>

表 15.1 (6) 準備書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
触れ合い活動の場	18	<p>工事期間が長くなることが予想されるため、個々の人と自然との触れ合い活動の場における影響の回避又は低減に加えて、それらの場を包含する地域全体における人と自然との触れ合い活動への影響の回避又は低減を図ること。また、霧ヶ峰高原へのアクセスや地域内の移動などにも十分に配慮し、それらの方針を評価書に記載すること。</p>	<p>個々の人と自然との触れ合いの活動の場については、事業実施段階において、採用した環境保全措置を実施し、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減します。</p> <p>また、詳細な工事用車両の運行ルート、車両の出入り位置等については、観光地へのアクセスや地域内の移動等への影響に配慮します。</p> <p>この内容については、評価書（P. 3-30）に記載しました。</p>
文化財	19	<p>事業実施区域及びその周辺に、既知の埋蔵文化財包蔵地の存在が確認されていることから、評価書において、事業による埋蔵文化財への影響及び事業実施段階において行う環境保全措置の内容を具体的に記載すること。</p>	<p>埋蔵文化財包蔵地については、事業実施段階において、「文化財保護法」に基づき、関係機関と協議の上、埋蔵文化財発掘調査を行い、記録・保存する等適切な措置を講じます。</p> <p>また、この内容については、評価書（P. 3-32）に記載しました。</p>